

第73回 定時株主総会 招集ご通知

株主様へのお願い

新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、本年の株主総会へのご出席は極力お控えいただき、書面（郵送）により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

これに伴い、株主総会にご出席の株主様にお配りしておりましたお土産は中止させていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

Contents

第73回定時株主総会招集ご通知

【添付書類】

- 事業報告
- 計算書類
- 監査報告書

株主総会参考書類

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役4名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役2名選任の件

【日時】

2021年5月28日（金曜日）午前10時
（受付開始 午前9時30分）

【場所】

大阪市淀川区西中島五丁目5番15号
新大阪ワシントンホテルプラザ 2階 若竹の間

証券コード5900
2021年5月12日

株 主 各 位

大阪市淀川区新高二丁目7番13号

株式会社 **ダイケン**

代表取締役社長 藤 岡 洋 一

第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、亡くなられた方にお悔やみ申し上げますとともに、罹患された方々とご家族に対し心よりお見舞い申し上げます。また、各国・地域において、感染症の終息に向けご尽力されている行政及び医療等関係の皆様に対して、深く敬意を表し感謝申し上げます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当日のご出席に代えて、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年5月27日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年5月28日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 大阪市淀川区西中島五丁目5番15号
新大阪ワシントンホテルプラザ 2階 若竹の間
（末尾記載の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項 第73期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 補欠監査役2名選任の件

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.daiken.ne.jp>) に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症への対応について

<株主様へのお願い>

- ・新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、本年の株主総会へのご出席は極力お控えいただき、書面（郵送）により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。これに伴い、株主総会にご出席の株主様にお配りしておりましたお土産は中止させていただきます。
- ・株主総会にご出席されます株主様は、株主総会開催日時点での流行状況や政府・地方自治体の発表内容をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防対策にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
 なお、当日は検温装置を設置し、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。

<当社の対応について>

- ・株主総会会場において、当社役員及び運営スタッフもマスクを着用させていただく予定です。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.daiken.ne.jp>) においてお知らせいたします。

【添付書類】

事業報告

(2020年3月1日から
2021年2月28日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大によって緊急事態宣言が発令されるなど、経済活動が大きく制限され、個人消費の低迷、企業収益悪化による設備投資の減少など厳しい状況で推移いたしました。また、海外におきましても、一部地域においてロックダウンが実施されるなど、ヒト・モノの流通が停滞いたしました。

当社が属しております建築金物市場では、少子高齢化などによる需要の縮小傾向が続く中、新型コロナウイルス感染症の影響も加わり、厳しい経営環境で推移いたしました。

当社におきましては、お客様及び当社従業員の安全のため、感染症への対応を継続しながら、慎重に営業活動を展開いたしました。また、制約のかかる営業活動をカバーするため、ホームページにおいて、グローバルサイトのリニューアルや簡易見積りシステム「みつもりダイちゃん」の対象製品を拡充するなど、お客様の利便性の向上や製品PR方法の多様化に取り組んでまいりました。

建築関連製品事業では、リモートシステムを活用した商談やSNSを通じた製品PRなど展開することで受注確保に努めてまいりました。そのような中で、非接触対応などの需要の高まりから、宅配ボックスや自転車ラックなどの製品が比較的堅調に推移いたしました。また、ハウスメーカーへの営業を強化したことでエクステリア関連製品の受注が伸びました。

一方で、経営環境の悪化による建築工事物件の大幅な減少から外装用建材などの現場金物の販売が大きく減少いたしました。また、海外への販売につきましても、世界的な経済活動の停滞を受けて、低迷いたしました。

以上の結果、当事業年度の売上高につきましては、前事業年度比5.5%減の10,102百万円となりました。利益面では、為替レートや原材料価格が比較的安価に推移した影響から材料費が改善され、また、販売活動の制約などから販売費が抑制されたことにより、営業利益は前事業年度比4.1%増の418百万円、経常利益は前事業年度比3.6%増の436百万円となりました。当期純利益は前事業年度に比べ4.9%増の296百万円となり、自己資本利益率は前事業年度比0.1ポイント増の2.4%となりました。

品目別の売上状況については、次のとおりであります。

(単位：千円)

| 分 類 | 金 額 | 構成比 | 主 要 製 品 名 |
|---------------|------------|--------|------------------------------------|
| 建 築 金 物 | 3,900,809 | 38.7% | ドアハンガー、クローザーシステム 点検口、ピット、グレーチング |
| 外 装 用 建 材 | 1,827,926 | 18.1% | 金属製笠木、アルミ庇 |
| 建 材 | 5,728,735 | 56.8% | —— |
| エ ク ス テ リ ア | 3,487,371 | 34.5% | 物置、ごみ収集庫、自転車置場 |
| そ の 他 | 719,732 | 7.1% | セキュリティ関連、施工 |
| 小 計 | 9,935,839 | 98.4% | —— |
| 不 動 産 事 業 収 入 | 166,568 | 1.6% | 不動産賃貸 |
| 合 計 | 10,102,408 | 100.0% | |

(2) 設備投資等の状況

当事業年度の設備投資の総額は、233百万円であります。その主なものは、建築関連製品の生産用機械装置及び金型であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度中に新たな増資、社債発行などによる資金調達は実施しておりません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

次期におけるわが国経済につきましては、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が国内においても開始され、早晩にも経済は徐々に回復していくことを見込んでおります。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の変異株の影響や米中の貿易摩擦等の地政学的リスクなどから予断の許さない状況が続くものと予測されます。

当社といたしましては、同感染症へ細心の注意を払いつつ、成長を続ける組織へと、また高収益体質の企業へと変革を進め、企業価値ひいては株主利益の拡大に努めてまいります。

建築関連製品事業におきましては、新設住宅着工戸数は今後も緩やかな減少傾向が続くことが予測される中、アフターコロナなど環境の変化に対応していくことが求められます。

このような環境の変化に対しまして、当社では、引き続き海外の外注先を含めたサプライチェーンの再構築による生産の最適化を図り、業務の標準化や生産工程の検討情報の共有化による生産性向上に努めてまいります。

また、新たにマーケティング本部を設置し、市場のニーズに応える付加価値の高い製品の開発、販売に努めるとともに、ダイケンブランドの海外知名度の拡大や製品の利用用途提案による新たな市場の開発に取り組んでまいります。

不動産賃貸事業におきましては、高い水準にて入居率を確保、維持していくために、老朽化への対応と入居者のニーズに対応する設備投資の実施が課題となります。

これらの課題に対しましては、所有物件周辺の単身者世帯のニーズを反映した効率的な改修、設備投資などの対応を進めるほか、企業や各種学校の寮としての需要獲得に努め、入居率の向上を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解をいただき、ご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

| 区 分 \ 期 別 | 第70期 (2018年2月期) | 第71期 (2019年2月期) | 第72期 (2020年2月期) | 第73期(当期) (2021年2月期) |
|------------|--------------------|--------------------|--------------------|------------------------|
| 売 上 高 | 10,674,050 | 10,797,194 | 10,690,796 | 10,102,408 |
| 経 常 利 益 | 400,430 | 269,562 | 421,223 | 436,422 |
| 当 期 純 利 益 | 266,895 | 176,605 | 282,247 | 296,156 |
| 1株当たり当期純利益 | 45円45銭 | 30円07銭 | 48円06銭 | 50円86銭 |
| 総 資 産 | 15,196,970 | 15,115,935 | 15,226,558 | 15,293,666 |
| 純 資 産 | 12,058,944 | 12,102,357 | 12,223,924 | 12,405,384 |

- (注) 1 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式を除く。)に基づき算出し、銭未満を四捨五入して表示しております。
- 2 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第72期(2020年2月期)の期首から適用しており、第71期(2019年2月期)に係る総資産の額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容

当社は、建築金物、外装用建材、エクステリア製品等の製造、販売を行っており、また、製品の取付け工事を行っております。更に、不動産賃貸事業を営んでおります。

(12) 主要な営業所及び工場

本 社 大阪市淀川区新高二丁目7番13号

支店・営業所

| 名 称 | 所 在 地 | 名 称 | 所 在 地 |
|-------|---------|--------|--------|
| 札幌支店 | 札幌市清田区 | 千葉営業所 | 千葉県佐倉市 |
| 東京支店 | 東京都墨田区 | 西関東営業所 | 東京都町田市 |
| 名古屋支店 | 愛知県一宮市 | 静岡営業所 | 静岡市駿河区 |
| 大阪支店 | 大阪市淀川区 | 岡山営業所 | 岡山市東区 |
| 盛岡営業所 | 岩手県盛岡市 | 広島営業所 | 広島市中区 |
| 仙台営業所 | 仙台市宮城野区 | 福岡営業所 | 福岡市博多区 |
| 埼玉営業所 | さいたま市北区 | | |

工場

| 名 称 | 所 在 地 | 名 称 | 所 在 地 |
|---------|-------------|---------|-------------|
| 室 蘭 工 場 | 北 海 道 室 蘭 市 | 兵 庫 工 場 | 兵 庫 県 加 西 市 |
| 成 田 工 場 | 千 葉 県 富 里 市 | 岡 山 工 場 | 岡 山 市 東 区 |
| 千 葉 工 場 | 千 葉 県 佐 倉 市 | 津 山 工 場 | 岡 山 県 津 山 市 |
| 十 三 工 場 | 大 阪 市 淀 川 区 | | |

(13) 従業員の状況

| 区 分 | 従 業 員 数 | 前 期 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|---------|-------------|---------|-------------|
| 男 性 | 266名 | 3名増 | 42.0歳 | 16年6月 |
| 女 性 | 48名 | 1名増 | 41.9歳 | 13年10月 |
| 合計または平均 | 314名 | 4名増 | 42.0歳 | 16年1月 |

(注) 従業員数には、臨時従業員及び嘱託社員（計51名）は含んでおりません。

(14) 主要な借入先

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 21,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,970,480株（うち自己株式173,021株）
- (3) 株 主 数 1,110名（前期末比64名増）

(4) 大株主

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|--------------------|------------|-------|
| 藤岡洋一 | 1,115,200株 | 19.2% |
| ダイケン取引先持株会 | 475,202株 | 8.2% |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口） | 343,900株 | 5.9% |
| 藤岡秀一 | 283,385株 | 4.9% |
| 株式会社りそな銀行 | 243,000株 | 4.2% |
| 藤岡純一 | 237,000株 | 4.1% |
| 押木信吉 | 202,350株 | 3.5% |
| 株式会社三井住友銀行 | 185,000株 | 3.2% |
| ダイケン従業員持株会 | 160,311株 | 2.8% |
| 桑井孝子 | 150,700株 | 2.6% |

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算し、小数点第2位を四捨五入して表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2021年2月28日現在)

| 会社における地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|----------|-------|--|
| 代表取締役社長 | 藤岡洋一 | |
| 取締役 | 田淵敦司 | 経理部長 |
| 取締役 | 北脇昭 | 総務部長 |
| 取締役 | 小野雅行 | 営業本部長 |
| 取締役 | 岡森正寛 | 製造管理部長 |
| 取締役 | 有田真紀 | 公認会計士・税理士有田事務所所長 日本PCサービス株式会社社外取締役 株式会社栗本鐵工所社外監査役 |
| 常勤監査役 | 小林勉 | |
| 監査役 | 森住曜二 | 森住曜二公認会計士事務所所長 株式会社ブラッドキューブ社外取締役 元気寿司株式会社社外取締役 ローランド株式会社社外監査役 |
| 監査役 | 荒井憲一郎 | 荒井公認会計士事務所所長 |

- (注) 1 当事業年度中の取締役及び監査役の異動
2020年5月27日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって、北川淳二氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
2020年5月27日開催の第72回定時株主総会において、新たに岡森正寛氏が取締役に選任され、就任いたしました。
- 2 取締役有田真紀氏は社外取締役であります。
- 3 監査役森住曜二氏及び監査役荒井憲一郎氏は社外監査役であります。
- 4 取締役有田真紀氏、監査役森住曜二氏及び監査役荒井憲一郎氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
- 5 常勤監査役小林勉氏は、株式会社りそな銀行に長年在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 6 監査役森住曜二氏及び監査役荒井憲一郎氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(ご参考) 当事業年度末における執行役員は次のとおりであります。

| 氏名 | 担当地位 |
|-------|----------------|
| 久野 義浩 | 執行役員 開発部長 |
| 中野 達 | 執行役員 貿易部長 |
| 白岩 和哉 | 執行役員 営業本部 副本部長 |
| 早野 善裕 | 執行役員 十三工場長 |
| 富澤 直之 | 執行役員 成田工場長 |

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款第26条、第34条の規定により、社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区分 | 人数 | 支給額 |
|-----------|------|-----------|
| 取締役 | 7名 | 93,568千円 |
| (うち社外取締役) | (1名) | (3,240千円) |
| 監査役 | 3名 | 15,923千円 |
| (うち社外監査役) | (2名) | (3,720千円) |
| 計 | 10名 | 109,491千円 |

- (注) 1 1996年5月29日の株主総会の決議による取締役の報酬限度額(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まず)は年額200,000千円、及び監査役の報酬限度額は年額50,000千円であります。
- 2 上記の取締役及び監査役の人数及び支給額には、2020年5月27日開催の第72回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
- 3 支給額には、当事業年度中に役員賞与引当金繰入額として費用処理した11,600千円(取締役10,200千円、監査役1,400千円)及び役員退職慰労引当金繰入額として費用処理した9,775千円(取締役8,575千円、監査役1,200千円)が含まれております。

4 上記のほかに、次の支払いがあります。

- ① 2020年5月27日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対する役員退職慰労金

退任取締役の役員退職慰労金 12,600千円

(注) 上記金額には、当事業年度及び過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金繰入額として、取締役12,600千円が含まれております。

- ② 使用人兼務取締役に対する使用人給与相当額

45,348千円

(4) 社外役員に関する事項

- ①重要な兼職先と当社との関係

兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

- ②当事業年度における主な活動状況

| 区分 | 氏名 | 主な活動状況 |
|-----|-------|---|
| 取締役 | 有田真紀 | 当事業年度開催の取締役会には14回中14回に出席しました。社外での経験や専門性を活かし、議案の審議に必要な発言を行っております。 |
| 監査役 | 森住曜二 | 当事業年度開催の取締役会には14回中14回出席し、また監査役会には14回中14回出席しました。主に公認会計士としての専門的な見地から、必要に応じ、経営上有用な指摘、意見を行っております。 |
| 監査役 | 荒井憲一郎 | 当事業年度開催の取締役会には14回中14回出席し、また監査役会には14回中14回出席しました。主に公認会計士としての専門的な見地から、必要に応じ、経営上有用な指摘、意見を行っております。 |

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額20,000千円

- (注) 1 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人が所要の監査体制・監査時間を確保し、適正な監査を実施するために本監査報酬額が妥当な水準であると認められることから、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
- 2 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項及び定款第38条の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会で決議した内容の概要は次のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、コンプライアンス体制の根幹となる行動指針を定め、取締役が、率先して研修等へ参加することを通じて、コンプライアンスの意識向上に努めるとともに、すべての役員が事業活動のあらゆる局面において、コンプライアンス規程に従い実践するよう周知徹底します。
- ② 内部監査室は、総務部と連携のうえコンプライアンスの状況を監視するとともに、随時取締役会に報告します。
- ③ 当社は、コンプライアンスに係る問題等を発見した場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートの他に公益通報制度を設け、その利用につき役員に周知し運営します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報を文書に記録し、法令及び社内規程に基づき、定められた期間保存します。また、取締役及び監査役はそれらの文書を随時閲覧できるものとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的なリスク状況への対応については、別途定められた「危機管理規程」に基づき各部門への浸透を図ります。各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行い、各事業部門の長は、定期的にリスク管理の状況を担当取締役及び取締役会に報告し、取締役会において、改善策を審議・決定します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は目標の明確な付与等を通じて市場競争力の強化を図るために、年度予算を策定し、それに基づく業績管理を行うとともに、別途定める社内規程に基づく、職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとるものとします。

また、取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、社外取締役を選任するものとします。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社及び子会社等と重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要事実について相互に情報確認を行い、適切なリスク管理に努めます。

また、当社と子会社等との間における取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切に管理するとともに、不適切な取引または会計処理を防止するため、内部監査室は監査役及び監査契約を締結した監査人と十分な情報交換を行うものとし、

当社は、子会社に関する業績状況、決算状況などの報告について、定期的・継続的に子会社の取締役または従業員から当社取締役会へ報告するものとし、監査役は取締役会と連携し報告を共有するものとし、

当社の監査役は、監査役会において定めた監査役監査基準に従い、子会社の業務及び財産の状況を調査することができるものとし、子会社の取締役または従業員から直接報告を受けることができるものとし、

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとし、

また、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については、あらかじめ監査役の同意を必要とします。

(7) 取締役・使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、部門長会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員にその説明を求めるものとし、

取締役または従業員は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び子会社等の財務及び事業に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部者通報による通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備し、報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役の協議により決定します。

また、監査役に対し当該通報及び報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないものとし、

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定します。
- ② 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問弁護士に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査契約を締結した監査人に意見を求めるなど必要な連携を図ります。
- ③ 監査役の職務執行に関して生じる費用については、会社の経費予算の範囲内において、所定の手続きにより会社が負担します。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行います。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うものとします。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを「行動指針」に定め、基本方針とします。また、必要に応じて警察、顧問弁護士などの外部の専門機関と連携し的確に対応します。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

経営環境の変化に応じて、社内規程の制定並びに改定を行い、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう企業行動基準の周知活動を行うとともに、取締役会において内部統制監査に基づく報告を定期的に行っております。なお、取締役会は毎月1回開催しており、当事業年度におきまして14回開催されております。

社外監査役を含む監査役は、監査計画に基づいた監査の他、取締役会への出席や、代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行い、取締役の職務執行の監査、内部統制の運用状況を確認しております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨てて、比率は単位未満端数を四捨五入して表示しております。

## 貸借対照表

(2021年2月28日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部            |                   | 負 債 の 部                  |                   |
|--------------------|-------------------|--------------------------|-------------------|
| 科 目                | 金 額               | 科 目                      | 金 額               |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>9,954,063</b>  | <b>流 動 負 債</b>           | <b>2,676,314</b>  |
| 現金及び預金             | 4,648,645         | 支払手形                     | 132,629           |
| 受取手形               | 459,045           | 電子記録債権                   | 1,363,889         |
| 電子記録債権             | 1,771,007         | 買掛金                      | 450,076           |
| 売掛金                | 1,602,841         | 未払金                      | 131,189           |
| 商品                 | 7,017             | 未払費用                     | 150,111           |
| 原材料                | 737,806           | 未払法人税等                   | 120,217           |
| 仕掛品                | 391,137           | 賞与引当金                    | 174,976           |
| 貯蔵品                | 260,506           | 役員賞与引当金                  | 11,600            |
| その他の流動資産           | 46,245            | その他の流動負債                 | 141,625           |
| 貸倒引当金              | 29,979            | <b>固 定 負 債</b>           | <b>211,967</b>    |
|                    | △171              | 役員退職慰労引当金                | 103,450           |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>5,339,603</b>  | 繰延税金負債                   | 780               |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>4,313,669</b>  | その他の固定負債                 | 107,737           |
| 建物                 | 1,580,775         | <b>負 債 合 計</b>           | <b>2,888,282</b>  |
| 構築物                | 27,331            | <b>純 資 産 の 部</b>         |                   |
| 機械及び装置             | 501,818           | <b>株 主 資 本</b>           | <b>12,165,193</b> |
| 車両運搬具              | 12,372            | 資本金                      | 481,524           |
| 工具器具備品             | 162,876           | 資本剰余金                    | 250,398           |
| 土地                 | 2,028,303         | 資本準備金                    | 249,802           |
| 建設仮勘定              | 191               | その他資本剰余金                 | 596               |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>52,999</b>     | <b>利 益 剰 余 金</b>         | <b>11,546,314</b> |
| ソフトウェア             | 50,513            | 利益準備金                    | 120,381           |
| 電話加入権              | 1,696             | その他利益剰余金                 | 11,425,933        |
| その他の無形固定資産         | 789               | 別途積立金                    | 7,500,000         |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>972,934</b>    | 繰越利益剰余金                  | 3,925,933         |
| 投資有価証券             | 671,449           | <b>自 己 株 式</b>           | <b>△113,043</b>   |
| 関係会社株式             | 20,000            | 評価・換算差額等                 | 240,191           |
| 保険積立金              | 222,038           | その他有価証券評価差額金             | 240,191           |
| その他の投資             | 66,096            | <b>純 資 産 合 計</b>         | <b>12,405,384</b> |
| 貸倒引当金              | △6,650            | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> | <b>15,293,666</b> |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>15,293,666</b> |                          |                   |

## 損 益 計 算 書

(2020年3月1日から  
2021年2月28日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額        |
|-----------------------|------------|
| 売 上 高                 | 10,102,408 |
| 売 上 原 価               | 6,914,939  |
| 売 上 総 利 益             | 3,187,468  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   | 2,768,781  |
| 営 業 利 益               | 418,686    |
| 営 業 外 収 益             | 42,483     |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金     | 21,566     |
| 仕 入 割 引               | 3,682      |
| 受 取 地 代 家 賃           | 4,020      |
| 受 取 保 険 金             | 4,320      |
| そ の 他 の 営 業 外 収 益     | 8,893      |
| 営 業 外 費 用             | 24,748     |
| 支 払 利 息               | 4          |
| 売 上 割 引               | 21,756     |
| そ の 他 の 営 業 外 費 用     | 2,986      |
| 経 常 利 益               | 436,422    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       | 436,422    |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 133,393    |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 6,871      |
| 当 期 純 利 益             | 296,156    |

## 株主資本等変動計算書

(2020年3月1日から  
2021年2月28日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |                |              |           |               |           |
|-------------------------|---------|-----------|----------------|--------------|-----------|---------------|-----------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                |              | 利 益 剰 余 金 |               |           |
|                         |         | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | その他利益剰余金      |           |
|                         |         |           |                |              |           | 固定資産<br>圧縮積立金 | 別途積立金     |
| 2020年3月1日残高             | 481,524 | 249,802   | 596            | 250,398      | 120,381   | 144           | 7,500,000 |
| 当 期 変 動 額               |         |           |                |              |           |               |           |
| 自己株式の取得                 |         |           |                |              |           |               |           |
| 剰余金の配当                  |         |           |                |              |           |               |           |
| 当期純利益                   |         |           |                |              |           |               |           |
| 固定資産圧縮積立金の取崩            |         |           |                |              |           | △144          |           |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) |         |           |                |              |           |               |           |
| 当期変動額合計                 | —       | —         | —              | —            | —         | △144          | —         |
| 2021年2月28日残高            | 481,524 | 249,802   | 596            | 250,398      | 120,381   | —             | 7,500,000 |

|                         | 株 主 資 本      |              |          |             | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計      |
|-------------------------|--------------|--------------|----------|-------------|------------------|----------------|------------|
|                         | 利 益 剰 余 金    |              | 自己株式     | 株主資本<br>合 計 | その他有価証<br>券評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |            |
|                         | その他利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合 計 |          |             |                  |                |            |
|                         | 繰越利益<br>剰余金  |              |          |             |                  |                |            |
| 2020年3月1日残高             | 3,717,719    | 11,338,245   | △56,097  | 12,014,070  | 209,854          | 209,854        | 12,223,924 |
| 当 期 変 動 額               |              |              |          |             |                  |                |            |
| 自己株式の取得                 |              |              | △56,946  | △56,946     |                  |                | △56,946    |
| 剰余金の配当                  | △88,087      | △88,087      |          | △88,087     |                  |                | △88,087    |
| 当期純利益                   | 296,156      | 296,156      |          | 296,156     |                  |                | 296,156    |
| 固定資産圧縮積立金の取崩            | 144          | —            |          | —           |                  |                | —          |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) |              |              |          |             | 30,337           | 30,337         | 30,337     |
| 当期変動額合計                 | 208,214      | 208,069      | △56,946  | 151,122     | 30,337           | 30,337         | 181,460    |
| 2021年2月28日残高            | 3,925,933    | 11,546,314   | △113,043 | 12,165,193  | 240,191          | 240,191        | 12,405,384 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式 移動平均法による原価法

② その他有価証券

(a) 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(b) 時価のないもの 移動平均法による原価法

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～50年

機械及び装置 10年

② 無形固定資産 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法

#### (4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### (5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に支給する賞与の支払に備えるため、当期末における支給見込額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

## (6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 追加情報

新型コロナウイルス感染症の拡大は、経済・社会に広範な影響を及ぼしており、その収束時期を予測することは困難であります。

当社では、当事業年度において一定の影響を受けておりますが、翌事業年度以降においては、一定の影響を継続して受けるものの徐々に回復していくものと仮定して、繰延税金資産の回収可能性や固定資産の減損損失等の会計上の見積りを行っております。

なお、当該見積りは、計算書類作成時点で入手した情報に基づいて行っており、不確実性が高く、感染状況によっては、翌事業年度以降の計算書類に影響を及ぼすおそれがあります。

## 3. 貸借対照表に関する注記

- |                                                                                    |             |
|------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額                                                                 | 7,903,039千円 |
| (2) 運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。<br>この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。 |             |
| 当座貸越極度額の総額                                                                         | 3,050,000千円 |
| 借入実行残高                                                                             | —           |
| 差引額                                                                                | 3,050,000千円 |
| (3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務                                                             |             |
| 短期金銭債権                                                                             | 2,003千円     |
| 短期金銭債務                                                                             | —           |

(4) 期末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形は、満期日に交換が行われたものとみなして処理しております。

|        |           |
|--------|-----------|
| 受取手形   | 39,013千円  |
| 電子記録債権 | 101,330千円 |

4. 損益計算書に関する注記

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 関係会社との取引高       |          |
| 営業取引による取引高      |          |
| 売上高             | 66,433千円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 |          |
| 業務管理手数料等        | 7,189千円  |

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数

| 株式の種類 | 当事業年度期首    | 増 | 加 | 減 | 少 | 当事業年度末     |
|-------|------------|---|---|---|---|------------|
| 普通株式  | 5,970,480株 |   | — |   | — | 5,970,480株 |

(2) 当事業年度の末日における自己株式の数

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増 | 加       | 減 | 少 | 当事業年度末   |
|-------|---------|---|---------|---|---|----------|
| 普通株式  | 97,994株 |   | 75,027株 |   | — | 173,021株 |

(注) 普通株式の自己株式の株式数の変動事由の概要は以下のとおりであります。

|                             |         |
|-----------------------------|---------|
| 2020年6月24日の取締役会決議による自己株式の取得 | 75,000株 |
| 単元未満株式の買取りによる取得             | 27株     |

(3) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額   | 1株当たり配当額 | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------------|-------|----------|----------|----------------|----------------|
| 2020年5月27日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 88,087千円 | 15円00銭   | 2020年<br>2月29日 | 2020年<br>5月28日 |

## (5) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当の原資       | 配当金の総額   | 1株当たり配当額 | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------------|-------|-------------|----------|----------|----------------|----------------|
| 2021年5月28日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 繰越利益<br>剰余金 | 86,961千円 | 15円00銭   | 2021年<br>2月28日 | 2021年<br>5月31日 |

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

## 繰延税金資産

|           |           |
|-----------|-----------|
| 賞与引当金     | 53,542千円  |
| 未払事業税等    | 10,758千円  |
| 役員退職慰労引当金 | 31,655千円  |
| 減損損失      | 27,400千円  |
| その他       | 43,078千円  |
| 小計        | 166,435千円 |
| 評価性引当額    | △63,482千円 |
| 合計        | 102,953千円 |

## 繰延税金負債

|              |            |
|--------------|------------|
| その他有価証券評価差額金 | △103,734千円 |
| 合計           | △103,734千円 |

繰延税金資産の純額 △780千円

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用については余資を短期の定期性預金等安全性の高い金融資産で運用しております。また、資金調達については自己資金又は銀行借入で賄う方針であります。なお、デリバティブ取引については、現在利用しておりません。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、その一部の外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は、主として取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。借入金は、主に運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであります。これらは、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、短期の支払期日のみであります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### (a) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

取引先与信限度規程に従い、営業債権について、営業本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### (b) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建て債権・債務については、定期的な為替相場等を把握しております。

投資有価証券については、定期的な時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

##### (c) 資金調達に係るリスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性を売上高の3ヶ月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

#### ⑤ 信用リスクの集中

当事業年度末日における営業債権のうち26.5%が特定の大口顧客に対するものであります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください。

|            | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時 価<br>(千円) | 差 額<br>(千円) |
|------------|------------------|-------------|-------------|
| (1) 現金及び預金 | 4,648,645        | 4,648,645   | —           |
| (2) 受取手形   | 459,045          | 459,045     | —           |
| (3) 電子記録債権 | 1,771,007        | 1,771,007   | —           |
| (4) 売掛金    | 1,602,841        | 1,602,841   | —           |
| (5) 投資有価証券 | 662,861          | 662,861     | —           |
| 資 産 計      | 9,144,402        | 9,144,402   | —           |
| (1) 支払手形   | 132,629          | 132,629     | —           |
| (2) 電子記録債務 | 1,363,889        | 1,363,889   | —           |
| (3) 買掛金    | 450,076          | 450,076     | —           |
| 負 債 計      | 1,946,595        | 1,946,595   | —           |

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

## 資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権及び (4) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

その他投資有価証券における種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額は次のとおりであります。

表中の「取得原価」は、減損処理後の帳簿価額であります。なお、当事業年度において減損処理の対象となったものはありません。

|                          | 種類 | 取 得 原 価<br>(千円) | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 差 額<br>(千円) |
|--------------------------|----|-----------------|------------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えるもの  | 株式 | 294,403         | 645,509          | 351,105     |
|                          | 小計 | 294,403         | 645,509          | 351,105     |
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えないもの | 株式 | 24,533          | 17,352           | △7,180      |
|                          | 小計 | 24,533          | 17,352           | △7,180      |
| 合 計                      |    | 318,936         | 662,861          | 343,925     |

## 負債

### (1) 支払手形、(2) 電子記録債務及び (3) 買掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区 分       | 貸借対照表計上額 (千円) |
|-----------|---------------|
| 非 上 場 株 式 | 8,587         |

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

### (注3) 金銭債権の当事業年度末日後の償還予定額

|             | 1年以内<br>(千円) | 1年超5年以内<br>(千円) | 5年超10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|-------------|--------------|-----------------|------------------|--------------|
| 預 金         | 4,646,660    | —               | —                | —            |
| 受 取 手 形     | 459,045      | —               | —                | —            |
| 電 子 記 録 債 権 | 1,771,007    | —               | —                | —            |
| 売 掛 金       | 1,602,841    | —               | —                | —            |

## 8. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、大阪府その他の地域において、賃貸用のマンション等（土地を含む）を有しております。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は91,071千円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに当事業年度末における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

| 貸借対照表計上額 (千円) |          |          | 当事業年度末に<br>おける時価 (千円) |
|---------------|----------|----------|-----------------------|
| 当事業年度期首残高     | 当事業年度増減額 | 当事業年度末残高 |                       |
| 598,234       | △14,981  | 583,253  | 1,129,018             |

(注) 1 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

### 2 主な変動

減少は、減価償却費14,981千円であります。

### 3 時価の算定方法

主要な物件については、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいた金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。その他の物件については、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額であります。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

|                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 2,139円80銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 50円86銭    |

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 12. その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

2021年4月20日

株式会社ダイケン  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 井上正彦 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山本秀男 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ダイケンの2020年3月1日から2021年2月28日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年3月1日から2021年2月28日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年4月21日

株式会社ダイケン 監査役会

常勤監査役 小林 勉 ㊟

社外監査役 森 住 曜 二 ㊟

社外監査役 荒 井 憲一郎 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営における重要政策の一つであると考えており、長期に株式を保有していただく株主の皆様のご期待にお応えするため、業績に連動した配当を行うこととし、当期純利益（通期）の25%以上の配当性向を目標といたしております。

期末配当につきましては、上記方針に基づき、当期業績の傾向及び今後の事業環境を勘案し、1株当たり15円といたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金15円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は86,961,885円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2021年5月31日

## 第2号議案 取締役4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役田淵敦司氏、小野雅行氏、有田真紀氏の3名が任期満了となります。つきましては、社外取締役1名を含む取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴<br>地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                               | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | 田淵敦司<br>(1958年2月14日生) | 1981年3月 当社入社<br>1993年3月 当社社長室課長代理<br>2005年3月 当社経理部次長<br>2005年5月 当社執行役員経理部長<br>2007年5月 当社取締役経理部長 (現任)                                                                | 8,458株         |
| 2     | 小野雅行<br>(1967年10月5日生) | 1988年3月 当社入社<br>2005年3月 当社仙台営業所長<br>2016年6月 当社東京支店長<br>2017年3月 当社執行役員営業本部東日本ブロック長兼東京支店長<br>2018年3月 当社執行役員営業本部副本部長<br>2019年3月 当社執行役員営業本部長<br>2019年5月 当社取締役営業本部長 (現任) | 10,251株        |
| 3     | 有田真紀<br>(1968年7月10日生) | 1996年6月 センチュリー監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 入所<br>2003年7月 公認会計士・税理士有田事務所 所長 (現任)<br>2014年11月 日本PCサービス株式会社社外取締役 (現任)<br>2015年5月 当社取締役 (現任)<br>2018年6月 株式会社栗本鐵工所社外監査役 (現任)    | —              |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                            | 略歴<br>地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                      | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 4     | しらいわ かずや<br>白岩和哉<br>(1971年7月23日生)<br>新任 | 1994年4月 当社入社<br>2002年9月 当社広島出張所長<br>2008年3月 当社広島営業所長<br>2013年3月 当社大阪第1営業所長<br>2015年3月 当社大阪支店長<br>2017年3月 当社執行役員営業本部西日本ブ<br>ロック長<br>2019年3月 当社執行役員営業本部副本部長<br>2021年3月 当社執行役員マーケティング本<br>部長兼営業本部副本部長<br>(現任) | 2,390株         |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社株式の数には、ダイケン役員持株会及びダイケン従業員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。
3. 有田真紀氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は有田真紀氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き、同氏を独立役員とする予定であります。
4. 有田真紀氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
5. 社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役の選任理由及び期待される役割並びに独立性
- ①有田真紀氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、公認会計士及び税理士としての専門的な知識経験と、ガバナンスや企業経営に関する高い見識を有しております。また、取締役会におきまして、経営の意思決定等において当該知見に基づき積極的に意見を述べていただくなど、当社の社外取締役として業務執行の監督等適切な役割を果たしていただいております。
- このため、今後も引き続き当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。選任後は、引き続き上記の役割を果たすことを期待しております。
- ②同氏は、過去5年間に当社または当社の特定関係事業者（会社法施行規則第2条第3項第19号の規定によります。以下同じ。）の業務執行者（同規則同条同項第6号の規定によります。以下同じ。）若しくは役員（同規則同条同項第3号の規定によります。以下同じ。）となったことはありません。

- ③同氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（役員としての報酬を除きます。）を受ける予定はなく、また過去に受けていたこともありません。
  - ④同氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- (2) 社外取締役との責任限定契約
- 当社は有田真紀氏との間で、会社法第427条第1項及び定款第26条の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。同氏が、取締役を選任された場合、同様の契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
6. 当社は、取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。本議案でお諮りする取締役の各氏のうち再任の候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。また、新任候補者については、選任後被保険者となります。当該保険契約は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。また、保険料は特約部分も含めて全額会社の負担としております。

### 第3号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役の候補者は次のとおりであり、西尾富次氏は監査役小林勉氏の補欠として、高橋一夫氏は社外監査役森住曜二氏及び荒井憲一郎氏の補欠としての候補者であります。

なお、あらかじめ選任された補欠監査役の選任の効力は、次期定時株主総会が開催されるまでの間となります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴<br>及び重要な兼職の状況                                                                             | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | にし お とみ じ<br>西尾富次<br>(1963年3月16日生) | 1990年10月 当社入社<br>2005年3月 当社情報システム 課長代理<br>2014年3月 当社情報システム 課長<br>2020年3月 当社情報システム 次長<br>(現任) | —              |
| 2     | たか はし かず お<br>高橋一夫<br>(1953年4月3日生) | 1972年4月 大阪国税局入局<br>2010年7月 東山税務署 署長<br>2012年7月 東淀川税務署 署長<br>2014年7月 高橋一夫税理士事務所 所長<br>(現任)    | —              |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 上記の候補者のうち、高橋一夫氏は補欠の社外監査役候補者であります。  
 3. 補欠の社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。  
 (1) 社外監査役候補者の選任理由及び独立性

- ①高橋一夫氏は、直接企業経営に関与したことはありませんが、税務署長を歴任され、また税理士として税務及び会計に関し豊富な知見及び高い見識を有しております。当該役割を果たしていただくことにより、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。社外監査役に就任された場合は、かかる見識を当社監査体制の強化に活かしていただくことを期待しております。
- ②同氏は、過去5年間に当社または当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員となったことはありません。

- ③同氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（監査役としての報酬を除きます。）を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
- ④同氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
- ⑤同氏が原案どおり選任され、就任された場合は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、届出る予定であります。

(2) 補欠の社外監査役との責任限定契約

補欠の社外監査役候補者が選任され、社外監査役に就任された場合には、会社法第427条第1項及び定款第34条の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

4. 当社は、取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。本議案でお諮りする補欠監査役の各氏は、監査役に就任した場合に、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。また、保険料は特約部分も含めて全額会社の負担としております。

以 上





# 株主総会会場ご案内略図

場 所 大阪市淀川区西中島五丁目5番15号  
新大阪ワシントンホテルプラザ 2階 若竹の間



## 最寄の交通機関

- 徒歩 JR新大阪駅正面口から……………徒歩約3分  
地下鉄新大阪駅7番出口から……………徒歩約3分

— お願い —

駐車場のご用意がございませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。

- 株主総会にご出席の株主様にお配りしておりましたお土産は中止させていただきます。
- 株主総会にご出席の株主様は、新型コロナウイルス感染症の流行状況や政府・地方自治体の発表内容をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防対策にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

UD  
FONT  
by MORISAWA

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。